ジパング特別会員制度の概要

長野県身体障害者福祉協会 R4.4.8 作成

特別会員（障害者会員）と一般会員の違い

	特別会員（障害者会員）	一般会員（ＪＲ窓口受付）
加入年齢	男性 満６０歳、女性 満５５歳以上	男性 満６５歳、女性 満６０歳以上 夫婦会員は、どちらかが満６５歳以上
年会費	１，４００円 紛失再発行手数料は６３０円 年会費を切手で収めることはできません。	３，８４０円 夫婦２人の場合６，４１０円
会員誌	なし	定期的に発行
夫婦会員制度	なし	あり
介護者の割引	第１種障害者の介護者は割引適用	なし
割引内容	・身体障害者手帳では割引とならないＪＲの特急券・グリーン券・指定券などが３割引となります。 年間２０回まで利用可能です。 ただし新規会員（期限切れ会員含む）は初回３回まで２割引です。 ・乗車券は、身体障害者手帳で５割引となります。	・ＪＲの乗車券・特急券・グリーン券・指定券などが３割引となります。 年間２０回まで利用可能です。 ただし新規会員（期限切れ会員含む）は初回３回まで２割引です。
	・片道・往復・連続で 201 キロ以上ご利用の場合に割引が適用されます。 ・割引にならない期間があります。 （4 月 27 日～5 月 6 日、8 月 10 日～8 月 19 日、12 月 28 日～1 月 6 日の全期間）	
申込手続	１年ごとに更新手続 個人⇒県協会⇒日身連⇒ＪＲ⇒個人 ↓ 郡市町村身障協会が会員サービスとして、受付を行ない県協会に提出している事例があります。（長野市、NPO 上田市、佐久市の身障協会など）	１年ごとに更新手続 個人⇒ＪＲ⇒個人
手続経費	年会費の県協会への納付 （振込手数料等は、個人又は郡市町村協会負担） ・郵便局口座への振込 ・現金持参 ・郵便小為替の郵送（申込書同封可） ・現金封筒による郵送（申込書同封可） 申込書の県協会への提出 （郵送切手代等は、個人又は郡市町村協会負担）	詳しくは、ＪＲにお尋ねください。 大人の休日倶楽部ジパング クレジットカードを作成し、より多い特典があり、年会費の引落しにより更新手続が不要となる一般ジパングもあります。 詳しくは、ＪＲにお尋ねください。
その他	一般会員から特別会員（障害者会員）に移行する場合は、一般切替用申込書による手続が必要です。	一般会員から年会費の安い特別会員（障害者会員）に移行することができます。

- ２０回分の利用券が付いたパスポートサイズのジパング手帳が、ＪＲから直送されます。
- 県協会で年会費の納付（入金等）が確認できたときが正式な受付となります。
- 県協会の受付（納付確認後）からお手元に手帳が届くまでに約３週間かかります。
- 県協会の受付は、期限切れの２か月前から行なっています。（５月末期限→４月から受付）
- 申込書の受付は郵送を原則としていますが、ＦＡＸ（026-228-8006）提出の場合は、受信漏れを防ぐためにも、送信後にジパング担当者まで電話連絡（026-228-0317）してください。
- 郡市町村身障協会未加入の方や、郡市町村身障協会が会員サービスとして受付を行なっていない場合は、県身障協会への直接申込となります。
- 受付後や中途退会の年会費の返金（一部返金）はありません。